

伯耆町教育振興基本計画

(平成23年度～平成32年度)

豊かな心が育つまちづくり



平成23年2月 伯耆町教育委員会

目 次

第1章 計画の概要	2
1 計画の趣旨及び位置づけ	2
2 計画期間および進行管理	2
第2章 伯耆町の現状と課題	3
第3章 基本目標	4
第4章 基本方針	4
■基本方針1 学校教育に関する基本方針	5
■基本方針2 社会教育に関する基本方針	5
第5章 施策方針	5
1 「学校教育に関する基本方針」の施策方針	5
2 「社会教育に関する基本方針」の施策方針	6
第6章 事業展開方針	7
1 学校教育関係事業	7
2 社会教育関係事業	10
計画体系図	13

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨及び位置づけ

近年の教育をとりまく環境は、科学技術の飛躍的な進歩、情報化の進展や国際化など輝かしい発展がある一方で、少子高齢化、子どもの学ぶ意欲や学力の低下、家庭・地域の教育力の低下や社会における安全・安心の確保など様々な課題も発生しています。

このような環境の変化は、本町にも当てはまるものであり、大小の違いはあるものの同様な課題に直面しています。

国では、こうした課題に取り組むため、平成18年に約60年ぶりに教育基本法の改正が行われました。この改正により、国においては、総合的かつ計画的に教育の振興を推進するための教育振興基本計画を策定することになり、地方公共団体においても、教育振興基本計画を策定するよう努めることとされました。

これまで伯耆町の教育行政は、総合計画、伯耆町が目指す学校教育、生涯学習基本方針、人権施策推進計画、男女共同参画推進計画など、分野別の個々の計画・方針によって取り組んできましたが、この度、教育基本法の目的や理念に基づき、本町においても、教育の振興に関する施策について総合的かつ計画的な推進を図るため、伯耆町教育振興基本計画を策定しました。

そして、本計画は、本町総合計画に連動した個別計画として、伯耆町の教育全般の基本的な方針となるもので、教育振興のための施策を総合的かつ体系的に示すものです。

2. 計画期間及び進行管理

■計画期間

平成23年度から平成32年度まで（10年間）

計画のうち、基本理念・基本方針は、今後10年間で伯耆町の教育が目指すべき将来像です。施策方針及び事業展開方針は、基本理念・基本方針を実現するための今後5年間の取り組みの方向性を示すものです。

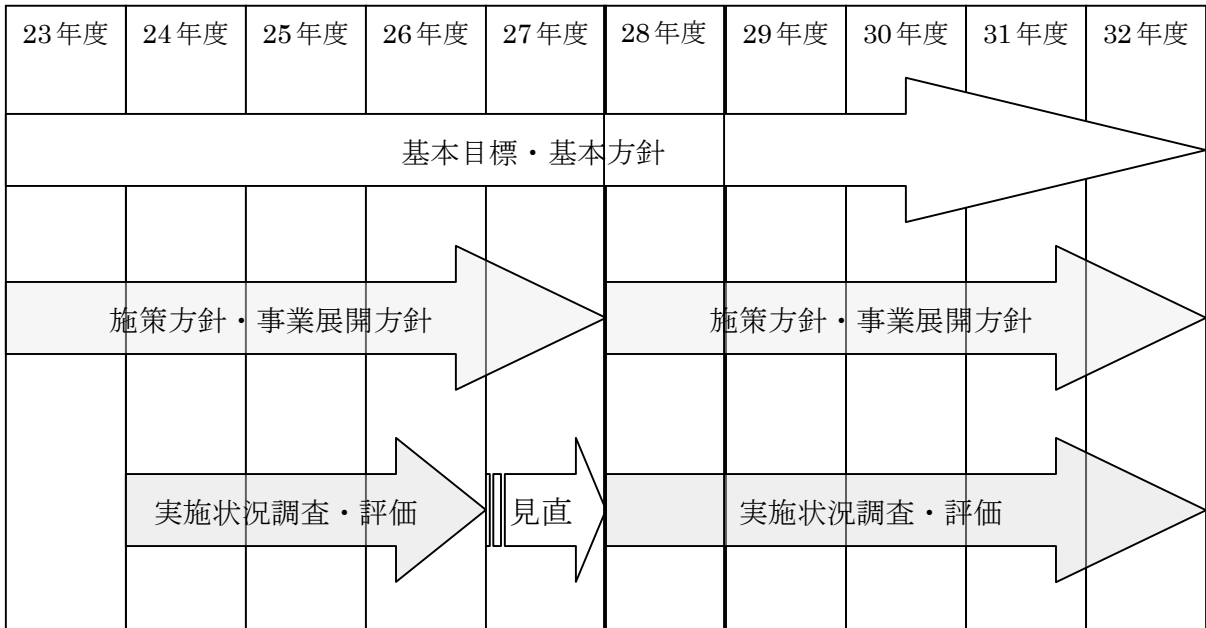
■進行管理

施策方針及び事業展開方針に基づき実施した取組・事業については、点検・評価を行いつつ、効果的かつ効率的な事業の実施に努めます。

さらに、施策方針及び事業展開方針は、平成27年度に総合的な点検・評価を行い、後期5年間に向けて見直しを行います。

なお、見直しの際には、第2次伯耆町総合計画の策定が予定されることから、総合計画に連動し、整合性がとれるよう調整を行います。

■計画期間及び進行管理イメージ



第2章 伯耆町の現状と課題

伯耆町は、国立公園大山や一級河川日野川など自然に恵まれた風光明媚な町ですが、少子高齢化、人口減少や農地の荒廃といった課題を抱えています。特に少子化については、平成17年度の中学校入学者数は228人でしたが、平成22年度には193人になり、平成27年には149人になると予測されていて、僅か10年の間に約35%減少します。本町では、平成20年2月に学校教育検討会を設置し、少子化に対応しつつ、より良い教育環境を確保するため、今後の学校教育のあり方の検討を進めてきました。平成21年7月の答申を受けて、学校教育専門委員会での調査・研究や住民との意見交換を行いながら、学校の配置について方針を決定したところです。

しかしながら、本町の教育に関する課題は、このような少子高齢化といった地方で顕著な課題ばかりではなく、近年の高度情報化などにより、子どもたちが様々な情報を手軽に入手できることから、情報の取捨選択や情報モラルといった課題への対応も必要になっています。

また、平成21年7月の学校教育検討会の答申では、全国的に家庭や地域の教育力低下による規範意識や道徳心、自立心の低下している現状があり、「伯耆町においても、近年の社会状況の変化、ライフスタイルの変化は、町民意識の多様化、教育に対するニーズの多様化につながる一方で、家庭の教育力と地域の教育力の低下を招く現状にあり、非常に懸念されているところです。」と指摘しています。

このことは、今日的な教育課題は、学校の中だけで解決できる課題ではなく、家庭・

地域などとの連携や学校教育と社会教育の連携などが必要になっていることを示しています。

このような、多様化・複雑化しつつある課題に対応していくためには、学校教育や生涯学習といった教育関係分野の課題を明確にしつつ、総合的で体系的な計画の策定と実行が必要になっています。

第3章 基本目標

基本目標「豊かな心が育つまちづくり」は、伯耆町総合計画基本構想における町の将来像「森と光が織りなすうるおいのまち 共生と交流の伯耆町」に取り組むための教育関係分野の基本方針であり、教育分野における町づくりの理念となるものです。

この理念を教育振興基本計画の基本目標とし、本計画と総合計画の整合性を図ります。

「豊かな心が育つまちづくり」

住民一人一人が輝いているためには、ものの豊かさだけでなく、心が豊かに暮らせることが大切であり、心の豊かさは潤いのある人生をおくるための大切な要素です。

また、まちづくりは人づくりと言われるように、人材を育成することは、本町の貴重で重要な資源を確保することであり、町の発展のためには、創造性にあふれた心豊かな人づくりを継続的に取り組む必要があります。

このため、学校教育においては、将来を担う子どもたちがたくましく豊かな人間性を育むよう指導・支援を行います。

また、子どもたちだけではなく、住民においてもそれぞれのライフスタイルに合わせて、地域の自然や歴史文化に学び、新たな発見や挑戦を重ねながら自己実現をめざすための生涯学習環境の充実を図る「豊かな心が育つまち」を目指します。

第4章 基本方針

基本目標である「豊かな心が育つまちづくり」を目指して取り組みを進めるに当たり、子どもたちが町の将来を担う人材として、また、社会の一員として広く活躍する人材として育むための学校教育と、住民一人ひとりが健康で生き生きと暮すために、自らが生涯にわたって主体的に学び続けることができる基盤づくりが求められています。

基本方針は、基本目標を達成するための「学校教育」と「社会教育」の各分野におけ

る取り組みの指針・方向性を示すものであり、目標となるものです。

■基本方針1 学校教育に関する基本方針

「社会の一員として自立して生きていく児童生徒の育成」

～確かな学力と人間力の育成～

伯耆町教育がめざす「社会の一員として自立して生きていく」とは、具体的には「社会の中で、社会を支えて生きていく人」「生涯にわたって自己実現をめざす自立した人」「健やかで、心豊かに生きていく人」「ふるさとに誇りを持ち、一人ひとりを大切にす人」を育成することにあります。

小学校・中学校は、その基礎・土台づくりを行うための大切な時期です。そのため、児童生徒には、この時期に学ぶべきことを単に知識として知っているのではなく、「確かな学力」、豊かな人間性・社会性、健康・体力などの「人間力」を確実に身につけることができるよう育成します。

■基本方針2 社会教育に関する基本方針

「学び続けるための基盤づくり」

人々が生き生きと暮していくためには、自らが生涯にわたって主体的に学習し、様々な人たちと交流し、お互いに認め合い高め合いながら暮すことが大切です。

そして、創造性に溢れ、前向きな志向性を持ち、たくましく豊かな心を持つようになった人々が人財となって、活気あふれる町がつくられて行きます。

このような人づくりと町づくりを目指し、社会教育、社会体育、文化活動など、様々な分野に及ぶ住民一人一人のニーズに対応できて、生涯にわたって学び続けることができる基盤づくりを推進します。

第5章 施策方針

基本方針を実現するための主要な施策を定めたものが、施策方針です。今後、特に重点的に取り組むべき施策を、「学校教育に関する基本方針」と「社会教育等に関する基本方針」ごとに示しています。

1. 「学校教育に関する基本方針」の施策方針

(1) 学校・家庭・地域の連携

子どもたちは、学校だけではなく、家庭や地域での日常生活の様々な場面からも、多くのことを経験し、学びます。これらを学習の機会ととらえ、効果的な教育を行うには、学校・家庭・地域の連携は必要不可欠です。学校・家庭・地域の全てに深く関係している町内の PTA 組織への支援や協力体制の強化を図りつつ、地域全体での「見守り」と、子どもと大人が共に学び育つ「共育」環境を作るための連携の仕組みづくりに取り組みます。

また、学校からの積極的な情報発信、学校・家庭・地域それぞれの情報交換や相互支援を充実させることで、より効果的な事業の実施に努めます。

(2) 保・小・中の滑らかな接続

現在、保育所・小学校・中学校では、それぞれが保育指針・学習指導要領により、保育・教育を行っています。これを一貫した目標・方針、15歳卒業時の目指す姿、さらには一人ひとりの子どもに関する情報の共有などを図ることで、より効果的な教育が可能になります。

また、様々な交流による縦のつながりの強化によって、保から小、小から中へ進学する際の「ギャップ」の対策や精神的な成長にも、保小中の一貫性のある教育は期待されており、保・小・中の交流学习や保育士や教員の合同研究などを推進し、保育所・小学校・中学校の滑らかな接続を図ります。

(3) 知・徳・体のバランスのとれた教育の推進

将来、社会で活躍し、地域を担う、確かな学力「知」と豊かな人間性や社会性「徳」、そして健やかな体「体」のバランスがとれた子どもたちを育てるためには、教育内容についても知育・徳育・体育のバランスがとれていなければなりません。

そのため、教育内容の充実、子どもたち一人一人の成長の把握と発達段階や場面に応じた的確な指導に努めます。

(4) 安全安心で質の高い教育を支える教育環境の整備

教育は、児童生徒と教職員との関わりだけではなく、それを支援するための仕組み・環境づくりや施設・設備の充実も大切な要素です。

教育に関するニーズの把握、教員の指導力・使命感の向上や安全安心で質の高い教育環境づくりに努め、より充実した学校運営体制の整備を図ります。

2. 「社会教育に関する基本方針」の施策方針

(1) 生涯を通じて学ぶための環境整備

地域住民が、自己を高めるために生涯を通じて学び、総合的な学習システム、多様なニーズに対応できる学習内容、活動拠点の充実などに取り組みます。住民

がそれぞれのライフスタイルに合わせ、いつでも、どこでも学ぶことができ、新たな発見や挑戦を重ねながら自己実現をめざす生涯学習環境を整備します。

(2) 町全体で取り組む青少年の健全育成

現在の社会は、情報の氾濫、経済の停滞、少子高齢化の進行や地域の教育力の低下など、若者達が将来に希望を見出すことが困難な状況にあります。

そのため、青少年の健全育成には、これまで以上に多くの支援や協力が必要とされています。そのため、町全体で子ども達を育てる環境の整備に取り組みます。

(3) 人権尊重のまちづくりの推進

誰もが、個性や能力を十分に発揮することができる社会をつくるために人権尊重を推進するとともに、同和問題、情報保護、子ども・女性・高齢者・外国人・障がい者・病気にかかった人の人権など、分野ごとにそれぞれ所管する関係機関等との連携を図りつつ、横断的な取り組みを行い、人権尊重のまちづくりを推進します。

(4) 芸術文化の振興と豊かな人間性の創造

本町の貴重な文化財、人的資源や地域固有の文化を大切にし、一層の文化振興に努めるとともに、次世代に伝承します。

また、住民が、芸術・文化に身近なものとして触れあい、関心を高めることで、豊かな人間性を創造できるよう支援します。

第6章 事業展開方針

事業展開方針は、施策に基づく具体的な個別事業の方向性・目標を示すものです。

1. 学校教育関係事業

基本方針1 社会の一員として自立して生きていく児童生徒の育成

施策方針(1) 学校・家庭・地域の連携

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
① 教育の原点である家庭教育力の向上	社会状況の変化やライフスタイルの変化は、住民意識・ニーズの多様化につながる一方で、家庭や地域の教育力の低下を招く現状にあります。 あいさつ、礼儀、基本的な生活習慣などは、家庭や地域の教育に負うところが少なくありません。 また、乳幼児期の温かい人間関係・家庭環境の中	・家庭と学校の連携強化 ・家庭学習の手引の活用 推進及び利活用方法の周知徹底 ・生涯学習事業や子育て対策事業との連携 な

	で育まれる基本的な生活力・人間関係能力に負う資質もあり、就学前の教育も大切です。学校と家庭の連携により、家庭の教育力が向上できるよう支援します。	ど
② 地域全体で子どもを育み、地域が学校を支える仕組みづくり	子どもたちの健全な成長を育むためには、町民みんなが関わり、学校と家庭・地域などが連携して地域協働による「共育」や「見守り」の推進が必要です。 そのため、地域と学校との連携をより密にし、地域により積極的に学校の管理・運営に関わっていただくことができるような体制づくりと取組を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域本部事業 ・コミュニティ・スクール推進事業 ・中学校聴講生制度 ・スクールガードリーダー事業 ・青少年育成伯耆町民会議との連携など

施策方針（２）保・小・中の滑らかな接続

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
① 一貫した理念に基づく保育所・小学校・中学校の連携・接続の改善	子どもの教育に関して、幼児期から15歳の中学校卒業まで、一貫した教育目標や指導計画に基づいて行うことで、教育活動のより高い効果が期待できるほか、「接続の段差が少なくなる（中一ギャップの解消）」「児童生徒の情報の共有」「異年齢交流で自己肯定感・自己有用感・成長へのあこがれが期待できる」といった様々な効果も期待できます。 一貫教育を推進するため、一貫教育のあり方について調査・研究を行い、実施体制の充実、幼児・児童・生徒や教員の交流、情報の共有化などに取組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小接続推進事業 ・小中学校教員・児童生徒の交流 ・中学校教員の小学校への派遣 ・定期的情報交換会の実施 など

施策方針（３）知・徳・体のバランスのとれた教育の推進

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
① 確かな学力と規範意識、豊かな心と健やかな体を育む教育の充実	本町が目標とする「社会の一員として自立して生きていく児童生徒の育成(確かな学力と人間力の育成)」を実現するためには、学力向上に向けた取組、社会性や忍耐力を身に付けるための体験学習、人を思いやる気持ちや人としての生き方を考える人権学	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上施策の推進 ・人権・道徳、食育、体験学習、郷土学習など人間力育成教育の推進

	<p>習・道徳教育、郷土を愛し誇りを育む郷土学習、健康やかな体づくりのための食育・体育活動、情報教育など、様々な分野の教育・指導が必要です。</p> <p>そのため、必要な教育・指導を、バランスよく総合的に推進するとともに、分かる授業・魅力ある授業に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの啓発 ・ALTの配置 ・ICT環境の整備 ・学力調査の実施など
<p>② 発達段階に応じた、きめ細やかな指導体制の充実</p>	<p>教職員が、個々の児童生徒の状況に応じて、必要なときに必要な指導が行えるよう、児童生徒の生活・学力・学習状況の把握と情報の共有化などによる指導体制の充実を図ります。また、学校についての評価とPDCAサイクルの実施などにより、学校全体で取組体制の充実を図ります。</p> <p>さらに、子どもたちの悩みや問題に的確に対応できる取組の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級及び就学支援体制充実 ・学校運営の改善支援 ・学習支援員の配置 ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー配置 など

施策方針（４）安全安心で質の高い教育を支える教育環境の整備

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
<p>① 教員の資質向上と一人一人の子どもに教員が向き合うための環境の整備</p>	<p>児童生徒の育成には、教職員が専門性をより磨くなど、教職員の技能・資質向上は欠かせません。</p> <p>また、教職員が能力を発揮するためには、教職員が子どもたち一人一人に目を配ることができて子どもたちに向き合える環境が整備されていることも必要です。</p> <p>そのため、指導力向上のための研修や教育に関する情報の入手・提供の充実など人材育成に努めるほか、少人数学級の継続や学習支援員の配置など教員をサポートするための取組の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員研修の充実 ・専門家の活用などによる小中学校への的確な指導助言の実施 ・少人数学級の継続 ・学習支援員の配置 ・学校図書館職員の配置など
<p>② 安全安心で質の高い教育を支える教育環境の整備</p>	<p>学校教育の充実は、教職員の指導だけではなく、学びの場の環境を整備することも大切です。</p> <p>学校の耐震化や改修など施設の整備は、早急に行う必要があります。</p> <p>また、ハード面だけではなく、スクールバス運行体制の充実、スクールガードリーダーの継続配置などソフト面での安全安心を確保し、より充実した教育を受けることができる環境の整備に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設整備 ・学校配置方針の決定 ・学校事務共同処理 ・スクールバスの運行体制の充実 ・スクールガードリーダー事業など

2. 社会教育関係事業

基本方針2 学び続けるための基盤づくり

施策方針（1）生涯を通じて学ぶための環境の整備

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
① 生涯学習の推進	<p>公民館、図書館、文化センターなどは、地域における学びの拠点であり、近年では地域の福祉活動や住民活動の場としても利用されています。</p> <p>いつでも、誰でも気軽に学ぶことができ、集い憩うことができるよう、住民の学習ニーズに応じた学習活動の充実、幅広い世代を対象にした事業の展開や情報発信などソフト面の一層の充実とバリアフリー化などハード面の整備充実を図ります。</p> <p>また、地域の人々や団体と連携しつつ、生涯学習推進体制の整備や地域の活性化に向けた活動の支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館改修又は空公共施設の有効活用 ・公民館を核とした住民活動の支援と関係課との連携 ・生涯学習情報の積極的な発信 ・公民館活動のさらなる充実と参加者の増 ・地域指導者の発掘 ・図書館の利用促進と読書活動の推進 ・成人団体の育成 など
② 生涯スポーツの推進	<p>生涯を健康で生き生き暮らすためには、スポーツなどによる健康づくりが大切です。</p> <p>町内の運動施設を利用した各種スポーツ大会や運動会などのスポーツイベントが、より盛んになって参加者が増えるよう、体育関係団体の活動の支援や連携強化を図るほか、指導者の育成に努めます。</p> <p>また、生涯スポーツと福祉担当課が連携した運動教室や健康教室などの実施に取り組めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係課と連携した健康事業の推進 ・スポーツ関係団体の育成及び活動支援 ・体育施設の維持修繕及び利用促進 ・各種スポーツ大会の実施 など

施策方針（2）町全体で取り組む青少年の健全育成

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
① 町全体で子どもたちを育む「共育」「見守り」環境の整備	<p>子どもたちを育む地域の教育力の低下が懸念される中で、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちを共に育て、共に学びあう「共育」や地域全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要とされています。</p> <p>そのため、青少年健全育成のための体制の強化を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成伯耆町民会議、こども会育成連絡協議会等関係団体の活動支援 ・PTA 協議会等との連携

	<p>図るとともに、関係団体への支援や啓発活動の充実に努めます。</p>	<p>強化と活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年によるボランティア活動の推進 ・地域指導者の発掘など
<p>② 家庭教育の充実</p>	<p>家庭教育は、基本的な生活習慣の確立や自制心、自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する場であり、「教育の原点」です。</p> <p>家庭の教育力向上を図るため町関係部局、保護者、関係団体や地区住民等と連携し、子育て中の親同士の仲間作りや相談体制の充実に努めるとともに、家庭の個別のニーズに応じた支援のあり方について検討し、地域全体で子育てをすすめる環境づくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「共育」環境づくり ・放課後子ども教室の設置 ・スクールガードリーダーの配置 ・学校や関係課と連携した子育て教室等の開催 など

施策方針（３）人権尊重のまちづくりの推進

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
<p>① 人権教育・人権啓発の推進</p>	<p>人権問題に関する研修は実施していますが、現実を見ると、実践はまだ不十分な状況にあります。</p> <p>これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえて、計画の見直しや事業の改善などを行い、あらゆる差別の解消を目指します。</p> <p>また、関係機関と連携して、より充実した人権教育・啓発活動を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・明るいまちづくり懇談会の充実等教育・啓発活動の推進 ・人権教育・啓発推進協議会の活動支援 ・相談業務の拡充 ・個別計画に基づく事業の推進 など

施策方針（４）芸術文化の振興と豊かな人間性の創造

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
<p>① 文化財の保存と活用</p>	<p>本町には国の重要文化財である「石製鷗尾」を始めとする多くの貴重な文化財や「蛸舞式神事」などの伝統行事が存在します。</p> <p>町民が文化財や伝統行事をとおして、歴史や文化を誇りに思い、有形・無形の文化財を地域で大切に作る気運を醸成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財調査及び文化財保護 ・文化財教室等の開催 ・郷土学習の支援 ・情報発信、周知活動の充実 など

<p>② 地域芸術文化の 振興</p>	<p>本町では、町立写真美術館、鬼の館や公民館を中心とした文化活動、岸本風神太鼓・鬼面太鼓など様々な文化活動が行われています。</p> <p>これら文化活動の支援、後継者の育成、文化・芸術にふれる機会の提供や町内の芸術家やその活動の周知を行うことで、地域の芸術文化の振興と豊かな人づくりに努めます。</p> <p>また、文化施設の利用促進に向けた事業の改善や施設の維持・修繕など適正な管理・運営に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統行事や地域文化活動の開催等支援 ・文化施設の維持修繕及び利用促進 ・芸術文化活動の発表の場づくり ・芸術文化団体・人材の活動支援と活動の周知 など
-----------------------------	---	---

3. 他部門との密接な連携が想定される事業方針に係る関係部門図

家庭教育の原点である家庭教育力の向上	関係事業 ・放課後児童クラブ ・放課後子ども教室 ・子育て相談 など	教育委員会事務局
家庭教育の充実		学校
		公民館
		総合福祉課
		保育所
一貫した理念に基づく保育所・小学校・中学校の連携・接続の改善	関係事業 ・交流事業 ・情報提供など	教育委員会事務局
		学校
		総合福祉課
		保育所
確かな学力と規範意識、豊かな心と健やかな体を育む教育の充実	関係事業 ・人権教育 ・食育、食材提供 ・体験学習など	教育委員会事務局
		学校
		文化センター
		公民館
		給食センター
		産業課
安全安心で質の高い教育を支える教育環境の整備	関係事業 ・スクールバス ・交通安全施設整備 ・など	教育委員会事務局
		地域再生戦略課
		地域整備課
		なのはな生活課
人権教育・人権啓発の推進	関係事業 ・人権教育、啓発 ・職員研修 ・各種相談など	教育委員会事務局
		文化センター
		公民館
		総務課
		住民課
		総合福祉課



HOUKI

〒689-4201 鳥取県西伯郡伯耆町溝口 647 番地

伯耆町教育委員会事務局

電話 0859-62-0927

FAX 0859-62-7172